

公益財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター

広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会報誌、ガイドブック等（以下「広報媒体」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報媒体に掲載することができる広告は、会員利益の向上に資するものとし、次の各号にいずれも該当しないものとする。

- (1) 中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 勤労者福祉の増進を阻害する内容を含むもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないものとセンターが認めるもの

(広告の枠数等)

第3条 広報媒体の掲載可能枠数等（以下「広告掲載枠等」という。）は、A4判中綴じをベースとし、編集上、余剰枠あるいは広告掲載ページを設定した場合に、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）と協議をするものとする。

(広告掲載の申請)

第4条 掲載希望者は、第3条の定める広告掲載枠等の設定及び公募をした場合に、次の各号により申し込むものとする。

- (1) 広告掲載申込書（第1号様式）を、センターに提出する。
- (2) 広告掲載申込フォームに必要事項を入力し、センターに申請する。

2 センターは、前項の申請があったときは、広告掲載の可否を決定し、申請者に通知する。

(広告の規格・掲載料)

第5条 広告の規格・掲載料は、1回の掲載につき、1件当たり次のとおりとする。なお、掲載料は、OCSに加入している企業（以下「会員企業」という。）、業務提携契約または共同事業実施実績のある企業（以下「提携先企業」という。）、それ以外の企業（以下「一般企業」という。）で異なるものとする。

1 OCSニュース（A4版、カラー）

発行時期：年4回隔月発行 発行部数：発行月の前月10日の会員数

掲載サイズ	会員企業	提携先企業	一般企業
A4版 1/8 サイズ：縦 6.3×横 9.0cm	6,000 円	8,000 円	12,000 円
A4版 1/4 サイズ：縦 6.3×横 18.4cm	12,000 円	16,000 円	24,000 円
A4版 1/2 サイズ：縦 13.6×横 18.4cm	24,000 円	32,000 円	48,000 円

(消費税 10%を含む)

2 OCSニュースへのチラシの同梱（A4版）

同梱時期：年4回隔月発行 同梱部数：発行月の前月10日の企業数

同梱部数	会員企業	提携先企業	一般企業
企業数	1枚 10 円※	1枚 20 円※	1枚 40 円※

※1部当たりの同梱費用（消費税 10%を含む）

3 OCSガイドブック（A4版、カラー） 広告掲載

発行時期：年1回4月発行 発行部数：発行月の前月10日の会員数

掲載サイズ	会員料金	提携先料金	一般料金
A4版 1/8 サイズ：縦 6.3×横 9.0cm	9,000 円	12,000 円	18,000 円
A4版 1/4 サイズ：縦 6.3×横 18.5cm	18,000 円	24,000 円	36,000 円
A4版 1/2 サイズ：縦 13.6×横 18.5cm	36,000 円	48,000 円	72,000 円
A4版 1 サイズ：縦 28.3×横 18.5cm	72,000 円	96,000 円	144,000 円
A4版 1 H3（裏表紙の裏）	103,000 円	137,000 円	206,000 円

(消費税 10%を含む)

(広告主の決定)

第6条 広告掲載者（以下「広告主」という。）の決定は、次の各号により決定するものとする。

(1) 掲載希望者の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えないときは、その掲載希望者を広告主として決定する。

(2) 掲載希望者の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えるときは、抽選により決定する。

2 掲載する広告主の順位については、センターの会員を優先するものとする。

- 3 申込期間を過ぎた後の掲載申込みのない広告掲出予定枠については、掲載希望者の申込順により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、センターの協議を経て、広告主の責任及び負担で作成するものとし、指定期日までに、提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、センターが指定した期日までに広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告等のいずれの手続きも経ずに、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。

(2) 掲載決定後に、広告の内容等がこの要綱に抵触することが判明したとき。

- 2 前各号の取扱に関して、センターは賠償の責めを負わない。又、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げる場合は、次の各号に定める期日までに書面によりセンターに申し出なければならない。

(1) OCS ニュースへの広告掲載及びチラシ同梱の場合、発刊される20日前。

(2) OCS ガイドブックへの広告掲載の場合、発刊される2ヶ月前。

- 3 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載された広告の内容等にすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合には、自己責任においてすべてを解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンターが別に定める。

付則 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。